

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1	島田市の概要	
2	土地利用計画	
3	今後の方向および基本的課題	
4	農業経営の目標	
5	農業経営基盤強化のための方策	
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標	11
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標	20
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標	23
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	
2	農用地の利用関係の改善に関する目標	
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	24
1	利用権設定等促進事業に関する事項	
2	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	
3	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進 その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	35
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	
第7	その他	41

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 島田市の概要

(1) 位置等

本市は静岡県のおぼ中央部、遠く南アルプスに源を發する大井川の中流域に位置し、東海道の宿場町として栄えてきた。

平成20年4月1日に島田市と旧川根町が合併し、世帯数34,798戸、人口104,197人の島田市が誕生した。市域の広がり、東西に約23km、南北に約31km、総面積は315.88k㎡と南北に長い地形となっている。

本市はその地形から、北部、中部、南部に分かれ、北部は急峻な山間地帯、中部は山沿い地帯と平野部、南部は牧之原台地と平野部からなっている。

市中央部には、JR東海道線とこれに平行して東西には県道島田金谷線、国道1号バイパス、南北には国道473号が走り、市の南端には東名高速道路が位置している。

また、JR金谷駅を始点として大井川に沿って大井川鉄道が走り、さらに、中部では新東名高速道路、南部では富士山静岡空港が開港し、交通の要衝として高い利便性を確保している。

(2) 気候

気候は、年間平均気温16.4℃、年間降水量2,300mm(北部の川根地区では年間平均気温14℃、年間降水量2,600mm)、前後となっており、冬期においても降雪がほとんどない温暖多雨な気候であるため暮らしやすく、また、作物の生育にも適している。

(3) 農地の利用状況

耕地面積は減少傾向にある。北部山間地域では林業と茶や椎茸を中心とした農業が営まれているが、地理的条件・交通条件など良好とは言えず、矮小で傾斜がある農地のため、零細な経営規模の農家が多い。

中部は市の中心地で、人口の7割以上が集中している。平野が比較的多い地域であり、水稻と茶が農業の中心となっているほか、施設野菜や花き等の栽培も行われている。

南部は全国有数の茶生産地である牧之原台地の一画と水田地帯からなるが、平野部においては良好な交通条件等から各種の開発プロジェクトが計画されつつある。

(4) 農業就業者

総農家数は3,316戸で、減少傾向にあり、5年前に比べて270戸(7.5%)減少している。農業就業人口も減少傾向にあり、65歳以上の割合が58%を超え、高齢化が進んでいる。また、専業農家も減少し、兼業農家の割合は78.3%に上っている。

区 分	総農家数 (戸)		販売農家数 (戸)			農業就業人口 (人)		総耕地面積 (h a)
		(川根地区)	専業	兼業	計		65歳以上	
平成7年	4,417	725	462	3,955	4,417	7,666	-	3,812
平成12年	3,957	673	386	2,649	3,035	6,196	-	3,651
平成17年	3,586	632	431	2,112	2,543	5,337	2,854	3,519
平成22年	3,316	575	476	1,713	2,189	4,135	2,490	3,330

資料：農林業センサス

(5) 農業生産

平成18年の農業算出額は、島田市が111億6千万円、うち川根地区が13億8千万円で、そのうちお茶は島田市で68.9%、うち川根地区では92.8%、を占める特産物となっている。

近年、リーフ茶の消費減少等により、茶価の低迷を招いていることから、茶専業農家から冬場の水田を利用したレタス栽培や野菜・花きの施設栽培に取り組むなど、茶を主体とした複合経営への移行が進んでいる。

農業算出額 (単位：1,000万円)

区 分	島田市			うち川根地区			
	平成10年	平成15年	平成18年	総 額	平成10年	平成15年	平成18年
総 額	1,198	1,318	1,116		148	169	138
茶(生葉)	625	738	571	茶(生葉)	99	121	94
荒 茶	179	220	198	荒 茶	35	38	34
米	106	84	109	米	20	2	2
レタス	61	64	60	トマト	-	1	1
ば ら	44	37	33				
肉用牛	25	24	26				
みかん	29	23	22				
イチゴ	16	14	13				
トルコギキョウ	5	6	9				
ガーベラ	3	6	8				
トマト	5	4	4				
生 乳	5	4	4				
ね ぎ	-	-	3				
チンゲンサイ	4	3	4				

資料：静岡県の生産農業所得統計

2 土地利用計画

(1) 土地利用形態

市域の土地利用については、森林が66.48%と最も多く、次いで農地が11.91%、宅地5.16%となっている。山林は北部に集中し、南部の平坦部は市街地を形成するとともに、農業が広範囲で営まれており、都市と農村が混在した土地利用形態となっている。

また、農地の利用形態については、田21.76%、樹園地75.46%、畑2.41%で樹園地が圧倒的に多い。

土地利用状況（平成18年）

区分	農地					森林	宅地	その他	計
	田	樹園地	畑	その他	計				
面積(k㎡)	8.19	28.39	0.91	0.14	37.63	210.01	16.31	51.93	315.88
割合(%)	(21.76)	(75.46)	(2.41)	(0.37)	11.91	66.48	5.16	16.45	100.00

資料：静岡県土地利用関係資料集

(2) 土地利用計画

土地は、貴重な資源であり、市民生活や生産活動を形成するうえでの共通の基盤である。市域の総合的な土地の利用においては、公共の福祉を優先し秩序ある利用を図ることが前提となる。

また、自然環境の保全を図り、地域の自然、社会、経済及び文化などの諸条件に配慮しながら、長期的な展望と広域的な見地から総合的かつ計画的に土地の利用を図っていく。個別具体の土地利用については、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律をはじめとする各種の土地利用規制法の定めによるほか、島田市土地利用基本指針との整合に配慮した適切な利用へと誘導するものである。

島田市は、地形的に平坦な場所が少なく、既成市街地に近接した地域の都市的土地利用の需要が高い。さらに新東名高速道路、富士山静岡空港の建設及び空港関連道路などの大型のプロジェクトの推進により都市型土地利用の需要が増大し、土地利用上の調整が大きな課題となっている。

このため、農用地については、農業生産の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、経営規模の拡大を指向する農家に農用地の集積が図られるよう積極的な施策を講じつつ、農業振興地域整備計画に即した秩序ある土地利用を図っていくこととする。

牧之原台地の茶園地帯及び平坦部に広がる水田地帯は、特に農業生産基盤の整備充実及び農業近代化施設整備の推進を図る地区とし、農業生産の確保及び近代化を図っていく。

3 今後の方向および基本的課題

(1) 農業振興の基本的考え方

農業は、新鮮な農畜産物の供給のほか、水源の涵養や自然環境の保全、景観の形成などの多面的な機能を果たしている重要な産業であり、市民の関心も高まっている。

その一方で、農業従事者の高齢化や後継者の減少が進み、耕作放棄地の増加が危惧されて

いる。

このため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業の育成を進めるとともに、経営熟度に応じたビジネス経営体への発展を積極的に推進する。さらに、耕作放棄地の再生利用、6次産業化の促進等により、活力ある農業生産構造への一層の強化を進める。

また、市内の多彩な農産物、豊富な水などの地域資源を活かした「食と農」に関連したビジネスを創出し収益性の高い農業経営を展開するため、農業者が行う農産物の加工、直販、観光農業などを推進する。

さらに、ビジネス経営体及びこれを目指す農業経営体を育成するとともに、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営の発展、農業経営基盤の強化の促進するための措置を総合的に進める。

一方、「農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるもの」となるよう、他産業従事者と同等の労働時間で同等の所得を確保しうる収益性の高い農業経営の確立を図るとともに、地域の農業生産を中心的に担う経営体を育成し、農業の持続的な発展を目指す。

(2) 解決すべき基本的課題

ア 共通課題

(ア) 土地利用調整のしくみの構築

優良農地の確保と都市的な土地利用とは競合する部分が多く、地域農業の振興において大きな課題となっている。秩序ある都市的利用を図り、優良農地の保全を進めるために、農地の重要性について市民に広く周知し、土地利用調整については関係部署及び関係機関等で協議する場を設けるものとする。

また、優良農地については積極的な基盤整備を行い、農業の担い手が安定した農業経営を継続することのできる環境を整備していく。

(イ) 担い手の育成

今後とも農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が、農業生産の相当部分を担うという望ましい農業構造の確立に向け、地域の農業生産を中心的に担う経営体と兼業農家、高齢農家等との役割分担についての合意形成を図りながら、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積を推進していく。

(ウ) 茶業の振興

茶は、市の農業粗生産額の約7割を占める基幹作物である。しかし、近年のペットボトルの普及や消費者の嗜好の多様化によるリーフ茶の消費減少から茶価が低迷し、さらに産地間競争も激化するなど、茶業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような将来の展望が不透明な中では、なかなか後継者が育たず、高齢化が進む中で特に地理的条件が悪い中山間地域では経営の維持が困難であり、耕作放棄農地が増加傾向にある。

また、茶農協ではコストダウン及び省力化を目的として工場の合併再編が進んでいるが、従来の茶農協組織では経営の限界がみられる。

そこで、日本有数の生産地として良質かつ安全でしかも低コストのお茶を生産するため、島田市お茶振興基本計画に基づき、今後は次のような課題に取り組んでいく必要がある。

(1) 茶の生産振興

①経営体質の強化

長期にわたり安定的に茶の生産を行うためには、それを担う人材の育成と生産基盤の整備が重要であるため、技術の習得や研修の機会の充実を図り、経営感覚に優れた人材の育成や個性を活かした経営体の育成に取り組む必要がある。また、荒茶生産組織の法人化を進めるとともに、茶園管理の共同化・組織化を進める。さらに、荒茶生産組織又は地域の認定農業者等に茶園の集積を促進し、区画整理等による茶園の整備を行う。

②安全・安心な茶業の推進

安全・安心な茶の生産のため、適正な防除や施肥管理等を行うとともに、T-GAP、しずおか農水産物認証制度等の生産履歴管理を含めた茶の生産工程を適切に管理する生産工程管理手法の導入を推進する。また、リサイクルの推進やバイオマスの利用促進など、環境負荷の少ない茶業への転換を促進し、持続性の高い環境保全型農業を推進する。さらに事後防止に努め生産者の安全と福祉の向上を図る。

(2) 中山間地域における茶業の振興

- ・茶園の共同管理やその組織化を推進する。
- ・経営の安定化を図るため、効果的な複合経営への取組みを支援する。
- ・地域の特性を活かした有機栽培茶等の導入や特色ある製法、栽培の研究を推進する。
- ・耕作放棄茶園の再生等その有効利用を推進する。
- ・グリーンティーリズム事業を推進する。

(3) 売れるお茶づくりと消費の拡大

- ・売れるお茶づくりと消費需要の拡大のため、生産者と流通業者とが連携し、消費者の嗜好やニーズにあったお茶づくりを行うとともに、緑茶のもつ機能性や日常の暮らしに与える効果を周知する。

(4) ブランド化推進と確立

- ・島田茶、金谷茶、川根茶の一層のブランド化の推進と確立を図るため、産地内の茶業関係者の意識の高揚を図るとともに、産地にある資源を活用し、品質管理の徹底により高品質なお茶を安定的に供給する。

(5) お茶によるまちづくり

- ・茶によるまちづくりを進めるため市民が島田茶、金谷茶、川根茶を支えていくとともに、市民、茶振興団体、行政が一体となってお茶と文化の香りが漂う茶のまちづくりに取り組む。

(エ) 水田の有効利用

市全体の耕地面積の約3割を占める水田の利用状況は、茶農家の複合経営や兼業農家の飯米生産が主となっている。

また、現在は基幹農業従事者の減少と高齢化により、遊休農地や耕作放棄地が増加の傾向にある。今後は、後継者不足を原因とする耕作放棄地等のさらなる増加が懸念されるため、水田を適正に保全していく具体的手法を検討していかなければならない。

なお、優良農地については、汎用性の高い圃場の整備を進め、経営規模拡大や複合化等を目指す担い手への集積を推進し、水田の有効利用を図っていく。

また、水田の生産所得向上を目指すため、特産のレタス、シソ、施設野菜、花きの振興を図るとともに、自然や特産物などの地域特性を生かした地域内流通農産物の生産を推進する。

(イ) 畜産の振興

畜産事情は、国際化の進展に伴う安価な輸入畜産物の増加や、都市化による環境問題の変化、後継者問題など課題が多い。このような中、次世代を担う経営者を確保するため、認定農業者の育成を推進していくとともに、新たな技術の導入など生産性の向上を図り、消費者ニーズに合った安全・安心で良質な畜産物の生産を推進していく。

また、「家畜排せつ物法」に基づき、家畜排せつ物は堆肥化して農地への還元を資源循環の基本とし、これを推進するため地域の耕種農家のニーズに合った堆肥生産に努め、さらにはコントラクター等を活用した堆肥利用を促進するための耕畜連携を強化していく。

(ロ) 地域特産物の振興

茶以外の特産物として、レタス、チンゲンサイ、イチゴ、キュウリ、自然薯などの野菜類や椎茸などの林産物、バラ、ガーベラ、トルコキキョウ、鉢物などの花き類、みかん、キウイフルーツなどの果樹類等が栽培されている。

野菜類や林産物については、省力化による作付面積の拡大を図るとともに、高品質多収生産技術の確立を目指していく。

花き類については、施設整備に大きな資本投下が必要なため、国や県等の支援策の有効活用を図る。また、農産物集出荷場を核とした生産・販売を強化するとともに、消費ニーズの多様化への対応を図り、競争力のある産地づくりを推進する。

果樹類については、優良品種への更新等により高品質果実の安定生産を推進するとともに、省力化機械の導入等によるコスト削減を図り、足腰の強い産地を育成する。

野菜、花、果樹等の地域特産物は、基幹作物である茶と組み合わせ、効率的な複合経営類型の育成を推進していく。

(ハ) 地産地消の推進

近年、市民の「食」に対する関心が高まり、農産物に対する「安全・安心・新鮮」を求める声が強くなっていることから、「島田市地産地消推進計画」に基づき、朝市グループの支援や朝市イベントの開催など地産地消活動を積極的に展開し、生産者と消費者がいろいろな交流を通じて理解と信頼を深める「顔の見える関係づくり」を推進していく。

また、生産農家と教育委員会との連携を強化し、学校給食における地場産農産物の利用を拡大しながら、「食育」活動にも力を注いでいく。

イ 地域別課題

(ア) 北部地域（川根地区を含む）

茶の栽培に適した当地域の特性を活かした、特徴のある高品質な茶の生産・販売を推進する。このため、茶工場の再編による機能的な生産組織（法人化）の設立を目指していく。また、高齢化により地域茶業の担い手が減少しているため、その茶園をいかにしてやる気のある担い手に集積していくかが課題となっている。そのためには傾斜地茶園における機械化の促進を図り、利用権設定等による農地の流動化を進めることが必要である。

また、茶園の規模拡大、機械化を進めるための基盤整備が必要であり、その実施場所については既存の茶園で実施することを原則とし、必要に応じて畑地造成等を推進する。

さらに、川根地区では茶との複合作物として、椎茸、自然薯の作目の導入、拡大を推進する。

(イ) 中部地域

水田では、機械の共同利用、オペレーターの育成を進め、効率的な農業経営を推進する。また、水田を効率的に活用するために、担い手を中心とした地域営農システムを構築する。

当地域内の比較的平坦な茶園については、農道等を整備して機械化を進め作業の省力化を図る。また、当地域では茶と水稻、みかん、花き（バラ・ガーベラ・トルコキキョウ等）、施設野菜（チンゲンサイ・キュウリ・トマト等）栽培といった複合農業経営によって農業経営規模を拡大し、地域農業の発展を目指していく。

宅地化が進む当地域においては、地域の中での望ましい土地利用計画を作成し、農地保全に努めるとともに環境に配慮した農業を推進する。

(ウ) 南部地域

基幹作物である茶については、先進的な経営のために、茶農協の機能を拡充強化して法人化を目指すとともに、次の世代まで引き継げる茶園基盤整備を進めながら大型茶園管理機等の導入を図っていく。

当地域では、規模拡大を目指す担い手とそれ以外の農家が分離してくるので、担い手への農地集積を推進する。

また、富士山静岡空港開港を活用した多様な農政施策を展開していく。

当地域特産のレタスについては、定植機等の導入による作業の省力化を図るとともに、栽培講習会等の開催により高品質な生産技術の確立を目指していく。

4 農業経営の目標

本市は、企業的な経営感覚を持って意欲的な経営を行う農家や組織などの農業経営体を、地域農業の中心的な担い手として育成し、あわせて新たに農業経営を営もうとする青年等を確保していく。

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間から2,000時間程度)の水準を確保しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(1経営体あたりの年間農業所得概ね800万円程度、川根地区では1経営体あたりの年間農業所得概ね650万円程度)を確保できるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。また、新たに農業経営を営もうとする青年等は、年間総労働時間は他産業従事者と均衡する水準(1,800~2,000時間)を確保しつつ、年間農業所得は農業経営開始から5年後には生計が成り立つ300万円程度、川根地区では250万円程度を目標とする。この目標を達成するため、農業経営改善計画の認定制度や青年等就農計画の認定制度及び各認定農業者への支援制度の活用を促すとともに、次の施策を総合的に実施する。

- ・経営分析に経営管理の合理化、家族経営協定締結による農業従事の態様の改善、低利融資等の農業金融の効果的な活用を推進する。
- ・経営規模の拡大にあたっては、農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農用地利用集積円滑化事業の積極的な活用により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の集積を行う。
- ・生産性向上と労働環境の改善を図るため、農業生産基盤の整備によりほ場の集団化及び大区画化を図るとともに、農用地利用改善事業を行う団体等の土地利用調整活動による農用地の面積集積を図る。また、高生産性機械の導入や施設の大型化等高度な機械化生産体系の確立を推進する。
- ・経営体の委託を受けて農作業を行うサービス事業者や地域の農用地を一括管理する特定の農業法人、特定農業団体の育成等により地域営農システムの確立に努める。
- ・農村における女性について、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請や女性農業経営者の育成を促進する。

5 農業経営基盤強化のための方策

(1) 関係機関の連携及び指導等の体制

島田市、大井川農業協同組合、島田市農業委員会、静岡県志太榛原農林事務所等が十分な相互連携の下で適切な指導を行うための体制として設置された「島田市担い手育成総合支援協議会」により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団等に対しては、「島田市担い手育成総合支援協議会」が主体となって営農診断や営農改善方策の提示を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

(2) 農地の流動化に関する方法

規模拡大を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農業委員会が行っている農地流動化推進活動を更に充実させ、農地の貸し手と借り手に関する情報を一元化して両者を適切に結びつけ、利用権設定等を推進する。

(3) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成方法

ア 基本的考え方

効率的かつ安定的な経営体の育成にあたっては、農業経営改善計画認定制度や青年等就農計画の認定制度の普及を図るとともに、経営規模の拡大や資本装備の充実、情報化時代に対応した経営の高度化等を積極的に支援する。

また、これらの経営体の経営の熟度に応じて、法人化、雇用による労働力の確保、独自の経営戦略に基づくサービスや商品の提供を行うビジネス経営体への誘導を図っていく。

イ 担い手の育成とその位置付け

企業的な経営感覚を持って意欲的な経営を行う農家や組織などの農業事業体を「担い手」とし、個々の経営成果を上げるだけでなく地域全体を良い方向にリードする中核として位置付け、積極的に育成していく。

地域においては、茶農協、農業法人、任意組織などによる地域営農のしくみがあるが、今後はそれらの組織を強化し、産地を担う中心的な担い手として育成する。さらに、企業経営をめざすチャレンジ精神あふれる経営者に対しては支援を充実・強化し、ビジネス経営体の育成を目指していくとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保も図っていく。

① ビジネス経営体の育成

効率的かつ安定的な農業経営の内容に応じて、雇用による労働者の確保や法人化により経営継承される持続的な経営の誘導や6次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体を積極的に推進する。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

確保・育成の対象を新規学卒就農者、Uターン就農者、農外からの新規参入者、農業法人への就業者など幅広く捉え、就農に関する情報の発信、就農相談、経営技術習得研修や就農計画の立案等、相談から就農までを総合的に支援し、地域における新たな担い手として育成する。

③ 企業等の参入支援

地域活性化や農用地の有効利用を図るため、地域の農業との調和の下に、企業等の農業参入を支援し、地域における新たな担い手として育成する。

※ビジネス経営体の定義

- ① 経営が継承されていく持続的な経営体
- ② 雇用による労働力確保
- ③ 企業として一定以上の販売規模
- ④ マーケティング戦略に基づくサービスや商品の提供

(4) 人材の確保・育成方法

ア 認定農業者制度の推進

農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、農用地利用集積、資金の貸付け、その他農業経営基盤の強化を促進するための支援を重点的に実施する。

また、認定期間満了者の農業経営改善計画の達成状況を検証するとともに、新たな計画の作成指導等を重点的に行い、経営の更なる向上を目指していく。

イ 新たな人材の確保

将来の担い手となり得る農業者の確保を図るため、新規就農を促進し、幅広い人材の確保を図る。特に、近年、農業法人に雇用される形での就農が増加するなど就農ルートが多様化していることに対応し、情報提供や研修等の支援施策を拡充する。

ウ 女性の参画の促進

農業就業人口の過半を占め、農業生産や地域で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置づけを明確化し、女性農業者の育成支援を推進するため、家族経営協定の締結の促進や女性認定農業者の拡大等を促進する。

エ 高齢農業者の活動の促進

意欲ある高齢農業者が、その知識と技能を活かしつつ、生きがいを持って活動できるよう、高齢農業者による新規就農者や担い手への支援、都市住民との交流、農地や農業用水等の地域資源の保全管理などの取組を促進する。

オ 青年等就農計画の認定制度の推進

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、将来の農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めるため、農用地利用集積、資金の貸付け、その他農業経営基盤の強化を促進するための支援を実施する。また、認定期間満了者の青年等就農計画の達成状況を検証するとともに、認定農業者への計画的な誘導を進める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 地域区分

茶については、地域の自然的、社会的、経済的条件等を踏まえ、営農類型ごとの経営規模の指標に係る地域区分を平地農業地域及び中山間地域、中山間地域（川根地区）の3区分で示した。

2 農業経営の基本的指標

<平地農業地域>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態 様等
茶 (生葉・共 同 工場)	〈作付面積 等〉 茶=430a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・防霜ファン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全茶園に大型乗用機械を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (自園 自製 兼買葉)	〈作付面積 等〉 茶 = 300a (買葉 650a)	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械 120K-1.5ライン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略品種を中心に早生、晩生品種を導入 ・特色ある茶の生産 <ul style="list-style-type: none"> ・直販など小売販売による高付加価値化 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保
茶 (農業生 産法人)	〈作付面積 等〉 茶 = 1,600a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用型摘採機 ・乗用型防除機 ・乗用型管理機 ・製茶機械 120K-1.5ライン <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶工場に茶園を集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 ・給料による利益配分 	<ul style="list-style-type: none"> ・農繁期の臨時雇用者の確保

<p>茶 + 水稻</p>	<p>〈作付面積 等〉 茶 = 250a 水 稻 = 180a 計 430a</p>	<p>〈資本装備〉 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一 式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・トラクター 20ps ・田植機 4条 ・コンバイン 2条 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加</p>		
-----------------------	--	---	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
茶 + 果樹 (みかん ・キウイフ ルーツ)	〈作付面積 等〉 茶 = 200a 温州みかん (露地) = 100a 計 300a	〈資本装備〉 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・モノレーラー式 ・貯蔵庫(30 m ³) 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加 ・みかん園内道の整備 ・みかんは光センサー選果機に対応 した高品質果実の生産	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病害虫情報の 活用 ・ほ場管理システムの 確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
茶 + 花き (ばら・ガ ーベラ・ト ルコギキ ョウ)	〈作付面積 等〉 茶 = 150a 花 き = 20a 計 170a	〈資本装備〉 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・硬質プラスチックハウス 1,000 m ² ×2棟 ・養液栽培システム一式 ・暖房機、冷蔵庫他 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・気象、病害虫情報の 活用 ・流通管理システムの 確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
茶 + 施設野菜 (チンゲン サイ、イチ ゴ、キュウ リ)	〈作付面積 等〉 茶 = 150ha チンゲンサイ = 20a 計 170a	〈資本装備〉 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ビニールハウス ・作業所、予冷庫他 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加		

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
茶 + レタス + 水稲	〈作付面積等〉 茶= 200a レタス= 130a 水稲= 130a 計 460a	〈資本装備〉 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・トラクター 20ps ・田植機 4条 ・マルチャー ・レタス自動包装機 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加 ・水稲の早期栽培	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
花き (ばら・ガ ーベラ・ト ルコギキ ョウ)	〈作付面積等〉 ばら 40a	〈資本装備〉 ・硬質ビニールハウス 1,000 m ² ×4棟 ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・ヒートポンプ ・無人防除施設 ・作業所、冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年切り栽培	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・気象、病虫害情報の活用 ・流通管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫時期を中心 にした雇用者の 確保
施設野菜 (キュウ リ・イチ ゴ・トマ ト)	〈作付面積等〉 トマト 40a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 1,000 m ² ×4棟 ・養液栽培システム一式 ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・トラクター 20ps ・作業所、予冷庫他 〈その他〉 ・雇用労働の有効活用 ・IPM技術の導入	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立	

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉牛 (乳雄肥育) + 茶	〈作付面積等〉 乳雄肥育経営 常時=120頭 茶= 150a	<資本装備> ・畜舎 1,530 m ² ・自動給餌装置 ・堆肥処理舎 310 m ² ・倉庫 ・フロントローダー、ダンプカー他 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <その他> ・日増体重を1.2kg以上 ・茶は共同製茶工場へ参加	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・飼育管理システムの確立 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・ヘルパー活用 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
肉牛 (肉専用種) + 茶	〈作付面積等〉 肉専用種 肥育経営 常時= 50頭 茶= 150a	・畜舎 530 m ² ・堆肥処理舎 265 m ² ・休憩室 ・フロントローダー、ダンプカー他 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <その他> ・日増体重を0.67kg以上 ・茶は共同製茶工場へ参加		
酪農	〈作付面積等〉 酪農経営 経産牛= 40頭 育成牛= 20頭 草地面積 3ha	<資本装備> ・畜舎 (成牛 460 m ² 、育成 100 m ²) ・堆肥舎 300 m ² ・パイプラインミルクカー ・自動給餌機 ・バーンクリーナー ・バルククーラー 2,000ℓ		

<中山間地域>

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
茶 (生葉、共 同 工場)	〈作付面積等〉 茶= 300a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型乗用茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の品種組合せによるブランド化と摘採期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病虫害情報の活用 ・作目の適正組合せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保

茶 (自園 自製)	〈作付面積等〉 茶= 250a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・製茶工場 350 m² ・製茶機械 120K-1.5ライン ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生葉生産農家との連携 ・茶商と連携した製品の製造 ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・加工、仕上方法の開発による商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
-----------------	--------------------	---	---	---

<p>茶 (自園 自製 自販)</p>	<p>〈作付面積等〉 茶= 250a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製茶工場 350 m² ・製茶機械 120K-1.5ライン ・茶仕上加工施設、冷蔵庫他 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生葉生産農家との連携 ・独自の品種組合せによるブランド化 ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・加工、仕上方法の開発による商品開発 		
---------------------------------	----------------------------	--	--	--

〈中山間地域〉川根地区

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
<p>茶 (共同)</p>	<p>〈作付面積等〉 茶= 230a</p>	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・栽培加工技術による特色ある茶の生産 ・付加価値のある茶づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病害虫情報 の活用 ・品種の適正組合 せの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・農繁期の臨時 雇用者の確保

<p>茶 (自園 自製)</p>	<p>〈作付面積等〉 茶= 150a</p>	<p>〈資本装備〉 ・製茶工場 453 m² ・製茶機械 60K-1.5ライン ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 〈その他〉 ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・栽培加工技術改善による特色ある茶の生産 ・付加価値のある茶づくり</p>	<p>・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病害虫情報の活用 ・ほ場管理システムの確立</p>	<p>・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保</p>
<p>茶 + 椎茸</p>	<p>〈作付面積等〉 茶= 150a 菌床椎茸 10,000 個</p>	<p>〈資本装備〉 (茶) ・製茶工場 453 m² ・製茶機械 60K-1.5ライン ・小型乗用式茶園管理機又はレール走行式茶園管理機 ・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機 (椎茸) ・パイプハウス 1棟 198 m² ・栽培舎暖房装置一式 〈その他〉 (茶) ・品種の組合せによる摘採期間の延長 ・栽培加工技術改善による特色ある茶の生産 ・付加価値のある茶づくり (椎茸) ・適切な水分温度管理による発生時期の管理</p>		

茶	〈作付面積等〉 茶= 150a	〈資本装備〉 (茶) ・製茶工場 453 m ²		
+	自然薯=50a	・製茶機械 60K-1.5ライン ・小型乗用式茶園管理機		
自然薯	計 200a	・防霜ファン ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・ならし機、裾刈機		
		〈その他〉 (自然薯) ・計画的な再改良と品種の組合せ (茶) ・付加価値のある茶づくり		

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的な指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示す。

1 地域区分

茶については、地域の自然的、社会的、経済的条件等を踏まえ、営農類型ごとの経営規模の指標に係る地域区分を平地農業地域及び中山間地域、中山間地域（川根地区）の3区分で示した。

2 農業経営の基本的指標

〈平地農業地域〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	〈作付面積等〉 茶=160a	〈資本装備〉 ・小型乗用型摘採機（摘採袋タイプ） ・整せん枝アタッチメント機 ・裾刈機 ・動力噴霧器 ・防霜ファン 〈その他〉 ・共同工場への生葉出荷	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・T-GAP 認証の取得	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用者の確保

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様 等
茶 + レタス + 水稲	〈作付面積等〉 茶= 80a レタス= 50a 水稲= 50a 計 180a	〈資本装備〉 ・小型乗用式茶園管理機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 ・トラクター 20ps ・田植機 4条 ・マルチャー ・レタス自動包装機 〈その他〉 ・茶は共同製茶工場へ参加 ・水稲の早期栽培	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇 用者の確保
花き (ばら・ガ ーベラ・ト ルコギキ ョウ)	〈作付面積等〉 ばら 14a	〈資本装備〉 ・硬質ビニールハウス 1,400 m ² ・養液栽培システム一式 ・複合環境制御装置一式 ・暖房機 ・ヒートポンプ ・無人防除施設 ・作業所、冷蔵庫他 〈その他〉 ・周年切り栽培	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・市況情報の活用 ・気象、病虫害情報の活用 ・流通管理システムの確立	・休日制の導入 ・収穫時期を中心 にした雇 用者の 確保
施設野菜 (キュウ リ・イチ ゴ・トマ ト)	〈作付面積等〉 トマト 14a	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 1,400 m ² ・養液栽培システム一式 ・温風暖房機 ・ヒートポンプ ・トラクター 20ps ・作業所、予冷庫他 〈その他〉 ・雇用労働の有効活用 ・IPM 技術の導入	・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・気象、病虫害情報の活用 ・ほ場管理システムの確立	

<中山間地域>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	〈作付面積等〉 茶= 110a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の品種組合せによるブランド化と摘採期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病害虫情報 の活用 ・T-GAP 認証の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

<中山間地域>川根地区

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
茶	〈作付面積等〉 茶= 90a	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型摘採機 ・防霜ファン又は散水方式一式 ・肥料散布機、動力噴霧機 ・深耕機、中耕機、剪枝機他 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自の品種組合せによるブランド化と摘採期間の延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記の記帳 ・作業日誌の記帳 ・経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・ブランド化推進 ・気象、病害虫情報 の活用 ・T-GAP 認証の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
82%	

- (注) 1 「農用地の利用に占める面積のシェア」には基幹的農作業受託面積も含む。
2 目標年次は、おおむね10年後とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

島田市南部の牧之原台地や北部の中山間地では、茶業を主体とした農業経営が行われており、認定農業者等への農地集積が進んできているが、集積された1団地あたりはそれほど大きな面積ではない。全体的に経営農地は分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、島田市の中・南部の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が営まれており、特に、初倉地域を中心とした地域では、水稻の裏作として地域特産のレタス栽培が盛んである。これらの水田は、水稻収穫後の短期の貸借が積極的に行われているが、耕作地は分散傾向にあり効率的な営農が図られず、規模拡大につながっていない状況にある。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

島田市の主要作物の茶生産は、消費の減退や価格の低迷が続いており、経営的に大変厳しい状況にある。また、農業従事者の高齢化が進んでおり、このままでは担い手が受けきれな

い農地が出てくることが予想される。特に傾斜地で基盤整備等が未実施の農地については、今後、遊休農地となっていく恐れがある。そのため担い手の育成及び担い手への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策、事業の実施を図っていく。

ア 各農家を対象に今後の農業経営に関する考え方や農地の活用状況を確認し、規模拡大を目指す担い手等へ利用集積を図っていくために必要な情報を積極的に提供し、担い手を育成・支援していく。

イ 農業振興地域内の農用地については、「農用地情報管理システム」を活用し、各種の農地情報を画面上で一元管理し、担い手等に対して必要な農地情報を迅速かつ正確にわかりやすく情報提供できるよう体制を整え、農地流動化や利用集積を推進していく。

ウ 遊休農地や今後、遊休農地となっていく恐れのある農地については、農業委員会等との連携し、再生・利活用事業を積極的に推進し、担い手等への利用の集積を進めていく。また、地域の状況によっては、林地化や景観形成作物の作付けのほか、市民農園としての活用など、農業生産以外の利用も併せて検討していく。

(3) 関係団体等との連携体制

島田市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、市関係各課、島田市農業委員会、大井川農業協同組合、大井川土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

島田市は、静岡県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、島田市の農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

島田市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理機構が行う事業の実施を促進する事業
- 3 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成および確保を促進する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人または農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の i から v までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあつては、i、iv及びvに掲げる要件のすべて）を備えること。

i 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ii 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

iii その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

iv その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業生産法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものであること。

v 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移転適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率時に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農業生産法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑

化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業の供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 島田市長への確約書の提出や島田市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 島田市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 島田市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 島田市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 島田市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 島田市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、島田市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 島田市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 島田市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業実施区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 島田市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 島田市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、島田市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 島田市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の認定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

- i 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- ii 原状回復の費用の負担者
- iii 原状回復がされないときの損害賠償の取決め
- iv 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- v その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

島田市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

島田市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を島田市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

島田市が(9)の規定による公告したときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

島田市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを島田市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

島田市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 島田市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告の

あった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 島田市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 島田市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を島田市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 島田市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

⑤ 島田市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。島田市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は静岡県農業公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 島田市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う社団法人静岡県農業振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 島田市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

- (1) 島田市は、島田市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 島田市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域担い手育成総合支援協議会等は農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力をを行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

島田市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件に備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を島田市に提出して、農用地利用規程について島田市の認定を受けることができる。
- ② 島田市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 島田市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を島田市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 島田市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地に

ついて農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度と比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 島田市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 島田市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、島田市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

島田市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設認定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

島田市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、島田市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

8 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

島田市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 島田市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田・畑地の区画化を進めるとともに農道・排水路の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 島田市は、農業農村活性化農業構造改善事業等によって、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 島田市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 島田市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

島田市は、農業委員会、農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、島田市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、島田市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

島田市においては、主要農産物の茶以外にも施設野菜や花き栽培等多様な農業が展開されている。茶では比較的農地の利用集積は進んでいるものの、全体的には認定農業者等への農地の利用集積が十分に進んでいるとは言えず、経営農地は比較的分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、今後は農業従事者の高齢化が更に進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受

けきれない農地が出てくることが予想される。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組を実施していること、②担い手に関する情報や、農地の利用に関する今後の意向等の農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手と積極的に関わり合い、農地の利用調整活動を実施する体制が整備されていること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

(1) 島田市における農地利用集積円滑化事業は、市全域を対象として行うことを基本とする。ただし、市街地区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

(2) 島田市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位等とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、島田市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等がある場合はそのような区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

(3) 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、島田市が市全域における事業実施区域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項（当該委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項を含む）

イ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、島田市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、島田市から承認を得るものとする。
- ② 島田市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - i 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
 - ii 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - iii 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
 - iv i から iii に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - v 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、静岡県農業会議、島田市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - vi 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農業所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

- vii 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 島田市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 島田市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を島田市の公報等への記載により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 島田市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 島田市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 島田市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 島田市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を島田市の公報等への記載により公告する。

(4) 島田市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

- ① 島田市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

- ② 島田市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、島田市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始日、場所及び時間を公告する。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 島田市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 島田市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を島田市の公報等への記載により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することができる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、経約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に即して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等の実施に当たっての留意事項

① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の实地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農林事務所、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農林事務所、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成7年4月1日から施行する。
2. この基本構想は、平成12年4月1日から施行する。
3. この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。
4. この基本構想は、平成21年7月1日から施行する。
5. この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
6. この基本構想は、平成25年3月1日から施行する。
7. この基本構想は、平成26年9月 日から施行する。

別紙1 (第5の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が、利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。